

川崎市墓地条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○川崎市墓地条例 昭和31年3月30日条例第5号 (管理料)</p>	<p>○川崎市墓地条例 昭和31年3月30日条例第5号 (管理料)</p>																																				
<p>第16条 利用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、次の表に定める管理料を納入しなければならない。</p>	<p>第16条 利用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、次の表に定める管理料を納入しなければならない。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般墓所</td> <td>1 平方メートルにつき</td> <td>年額 710円</td> </tr> <tr> <td>壁面型墓所</td> <td>1 箇所につき</td> <td>年額 7,330円</td> </tr> <tr> <td>芝生型墓所</td> <td>1 箇所につき</td> <td>年額 7,330円</td> </tr> <tr> <td>集合個別型墓所</td> <td>1 箇所につき</td> <td>年額 4,170円</td> </tr> <tr> <td>合葬型墓所</td> <td>1 体につき</td> <td>永年 30,550円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	一般墓所	1 平方メートルにつき	年額 710円	壁面型墓所	1 箇所につき	年額 7,330円	芝生型墓所	1 箇所につき	年額 7,330円	集合個別型墓所	1 箇所につき	年額 4,170円	合葬型墓所	1 体につき	永年 30,550円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般墓所</td> <td>1 平方メートルにつき</td> <td>年額 700円</td> </tr> <tr> <td>壁面型墓所</td> <td>1 箇所につき</td> <td>年額 7,200円</td> </tr> <tr> <td>芝生型墓所</td> <td>1 箇所につき</td> <td>年額 7,200円</td> </tr> <tr> <td>集合個別型墓所</td> <td>1 箇所につき</td> <td>年額 4,100円</td> </tr> <tr> <td>合葬型墓所</td> <td>1 体につき</td> <td>永年 30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	一般墓所	1 平方メートルにつき	年額 700円	壁面型墓所	1 箇所につき	年額 7,200円	芝生型墓所	1 箇所につき	年額 7,200円	集合個別型墓所	1 箇所につき	年額 4,100円	合葬型墓所	1 体につき	永年 30,000円
区分	単位	金額																																			
一般墓所	1 平方メートルにつき	年額 710円																																			
壁面型墓所	1 箇所につき	年額 7,330円																																			
芝生型墓所	1 箇所につき	年額 7,330円																																			
集合個別型墓所	1 箇所につき	年額 4,170円																																			
合葬型墓所	1 体につき	永年 30,550円																																			
区分	単位	金額																																			
一般墓所	1 平方メートルにつき	年額 700円																																			
壁面型墓所	1 箇所につき	年額 7,200円																																			
芝生型墓所	1 箇所につき	年額 7,200円																																			
集合個別型墓所	1 箇所につき	年額 4,100円																																			
合葬型墓所	1 体につき	永年 30,000円																																			
<p>2 前項の管理料の計算に際して1平方メートル未満は、1平方メートルとみなす。</p>	<p>2 前項の管理料の計算に際して1平方メートル未満は、1平方メートルとみなす。</p>																																				